

中国四国防衛局達第 2 号
改正 令和 2 年 3 月 3 0 日中国四国防衛局達第 3 4 号
改正 令和 5 年 4 月 6 日中国四国防衛局達第 5 号

特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令(平成 2 6 年防衛省訓令第 6 5 号)第 6 0 条の規定に基づき、中国四国防衛局における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する達を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 4 日

中国四国防衛局長 芹沢 清

中国四国防衛局における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する達

(用語の定義)

第 1 条 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令(平成 2 6 年防衛省訓令第 6 5 号。以下「訓令」という。)に定めるもののほか、この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長等 総務部長、企画部長、調達部長、美保防衛事務所長、津山防衛事務所長、玉野防衛事務所長、岩国防衛事務所長及び高松防衛事務所長をいう。
- (2) 防衛補佐官等 防衛補佐官及び会計監査官をいう。

(名簿の提出)

第 2 条 部長等は、特定秘密の取扱いの業務を行わせるために適性評価を実施する必要があると認める職員について、訓令第 7 条第 1 項に規定する候補者名簿を作成し、別記第 1 号様式により特定秘密管理者に通知するものとする。

- 2 部長等は、前項の規定に基づき候補者名簿を作成する際、自らについても登載するものとする。
- 3 特定秘密管理者は、訓令第 7 条第 1 項の規定に基づき候補者名簿を作成する際、自らについても登載するものとする。
- 4 部長等は、候補者名簿に記載し、又は記録した事項に変更があるとき(評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったときを含む。)は、別記第 2 号様式により特定秘密管理者に通知する

ものとする。

- 5 防衛補佐官等に係る第1項及び第4項に規定する候補者名簿に関する事務は、総務部長が行うものとする。

(名簿の承認)

- 第3条 訓令第8条第2項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。ただし、候補者名簿に登載されている評価対象者が防衛補佐官等である場合には、総務部長に通知するものとする。

(評価対象者の不同意等)

- 第4条 訓令第11条第3項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。ただし、当該評価対象者が防衛補佐官等である場合には、総務部長に対して通知するものとする。

(評価対象者の同意の取下げ)

- 第5条 訓令第12条第4項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。ただし、当該評価対象者が防衛補佐官等である場合には、総務部長に対して通知するものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者への結果の通知等)

- 第6条 訓令第22条第1項の規定による通知は、適性評価実施責任者に報告の上、行うものとする。

- 2 訓令第22条第2項の規定による誓約書を徴するときは、その写しを特定秘密管理者(部長等気付)に提出するよう求めるものとする。ただし、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が防衛補佐官等である場合は、総務部長に提出するよう求めるものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者への結果の通知等)

- 第7条 訓令第23条第1項の規定による通知は、適性評価実施責任者に報告の上、行うものとする。

(特定秘密管理者への結果の通知等)

- 第8条 訓令第24条の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。ただし、当該評価対象者が防衛補佐官等である場合には、総務部長に対して通知するものとする。

- 2 部長等は、適性評価の結果を受けて、評価対象者の配置換等が必要と認めるときは、特定秘密管理者に報告の上、その旨を人事担当部署に連絡するものとする。

(苦情受理窓口)

- 第9条 訓令第25条に規定する苦情受理窓口は総務部総務課とする。

(苦情処理結果の通知等)

- 第10条 訓令第28条第1項の規定による通知は、苦情処理責任者に報

告の上、行うものとする。

- 2 訓令第28条第6項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。ただし、当該通知に係る苦情申出者が防衛補佐官等である場合については、総務部長に通知するものとする。

(職員が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置)

第11条 特定秘密取扱職員の上司等は、当該特定秘密取扱職員について訓令第30条第1項各号に掲げる事情の有無について把握に努めるものとする。

- 2 特定秘密取扱職員の上司等は、前項の事情があると認めた場合には、速やかにこれを部長等に連絡するものとする。ただし、当該特定秘密取扱職員が防衛補佐官等である場合については、総務部長に連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた部長等は、特定秘密管理者に連絡するものとする。
(名簿の受領)

第12条 訓令第37条第1項に規定する名簿は、特定秘密管理者(部長等気付)が受領するものとする。

- 2 前項の規定により適合事業者から名簿を受領した部長等は、当該名簿に登載された従業者に特定秘密の取扱いの業務を行わせるために適性評価を実施する必要があると認めるときは、訓令第37条第3項に規定する候補者名簿を作成し、別記第1号様式により特定秘密管理者に通知するものとする。

- 3 前項の候補者名簿を受領した特定秘密管理者は、候補者名簿を適性評価実施責任者に対し提出するものとする。

- 4 部長等は、候補者名簿に記載し、又は記録した事項を変更する必要があるとき(評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれなくなったときを含む。)は、特定秘密管理者にその旨を通知するものとする。

(名簿の承認)

第13条 訓令第38条第2項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。

(評価対象者の不同意等)

第14条 訓令第40条第3項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。

(評価対象者の同意の取下げ)

第15条 訓令第41条第4項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者への結果の通知等)

第16条 訓令第46条第1項の規定による通知は、適性評価実施責任者

に報告の上、行うものとする。

(特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者への結果の通知等)

第17条 訓令第47条第1項の規定による通知は、適性評価実施責任者に報告の上、行うものとする。

(特定秘密管理者への結果の通知等)

第18条 訓令第48条第1項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等付)に対して行うものとする。

(苦情受理窓口)

第19条 訓令第49条に規定する苦情受理窓口は総務部総務課とする。

(苦情処理結果の通知等)

第20条 訓令第50条第1項の規定による通知は、苦情処理責任者に報告の上、行うものとする。

2 訓令第50条第6項の規定による通知は、特定秘密管理者(部長等気付)に対し行うものとする。

附 則

この達は、平成26年12月10日から施行する。

附 則 (令和2年中国四国防衛局達第34号)

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年中国四国防衛局達第5号)

この達は、令和5年4月6日から施行する。